

市区町村  
使用欄  
受付日時  
令和 年 月 日 午前・午後 時 分

**婚姻届**

令和 年 月 日届出	受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印
長 殿	送付 令和 年 月 日 第 号	長印
	書類調査 戸籍記載 記載調査 決 裁 調査票 附 票 住 民 票 通 知	

字訂正	夫 に な る 人		妻 に な る 人	
(よみかた)	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
生年月日	大正・昭和 平成・西暦	年 月 日	大正・昭和 平成・西暦	年 月 日
住 所				
(住民登録をして いるところ)				
世帯主 の氏名		世帯主 の氏名		
本籍				
(外国人のときは 国籍だけを書い てください)				
番地 番		番地 番		
筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名		
父 続き柄 男		父 続き柄 女		
母				
養父 続き柄 養父		養父 続き柄 養女		
養母 養子 養母				
□夫の氏		新本籍 (左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
□妻の氏				
年 月 (結婚式をあげたとき、又は、同居を始めた)		□ 結婚式をあげておらず、 □ 同居もしていない		
□初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)		□初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)		
同居を始めたとき				
初婚・再婚の別				
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と		1. 農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯		
夫の職業		妻の職業		
(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
その他				
届出人署名 (※押印は任意)		夫 印	妻 印	
事件簿番号		住所を定めた年月日 夫 日 令和 年 月 日 妻 日 令和 年 月 日		

**記入の注意**

鉛筆や消えるボールペンなどで書かないでください。  
この届は、土日や休日でも届け出ることができますが、その場合は、あらかじめ窓口で確認を受けられることをお勧めします。  
婚姻後の新住所地に住民登録をしていないときは、前住所地の役所の発行する転出証明書をそえて転入届をしてください。  
ただし、転入届は役所の窓口の開いている時間でないと届出をすることはできません。なお、京都市内で住所が変わると転出証明書はいりません。  
この届と同時に転入届を出すときは、住所欄には新しい住所を書いてください。  
夫又は妻になる人が未成年のときは、父母(養子のときは養父母)の同意書を添付するか、又はその他欄に「○○の婚姻に同意する」と記載して父母が署名してください。

署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	大正・昭和 平成・西暦	年 月 日
住 所		
本籍	番地 番	番地 番

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ □には、あてはまるものに□のようにしをつけてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

→ 婚姻前の氏名で必ず本人が書いてください。

連絡先	夫 電話( ) - 自宅・携帯・勤務先・呼出( )	妻 電話( ) - 自宅・携帯・勤務先・呼出( )
使 者 住 所 氏 名	使 者 住 所 氏 名	確認 済(免・旅・マ・)・未

このたびはご結婚おめでとうございます。  
京都市では、結婚という人生の大きな節目を迎えられる方を祝福し、生涯の良き思い出となるよう、  
京都女子大学とコラボレーションして、京都市オリジナル婚姻届を作成しました。  
お二人の末永いお幸せを心からお祈り申し上げます。

(令6.3)